3. 計画の対象区域

町全域にかかる公共交通の課題の解決が必要であるため、町全域を対象区域とし、町内を運行する全公共交通（JR、西鉄バス、コミュニティバス、タクシー）を計画の対象交通とする。

4. 計画期間

平成 28 年 4 月から令和 4 年 3 月までの 6 年間を計画期間とする。
（計画期間を 1 年延長）